



くりばら信司後援会だより

Kuri's Voice

<http://s-kuribara.com/>

発行責任者

栗原 信司

春日部市中央7-6-6

春日部ハイツ105

TEL739-1508

FAX739-1508

e-mail:www@s-kuribara.com

6 月度定例議会 一般質問より

動物愛護に関する 市の取り組みについて！

今までの動管法が『動物の愛護と管理に関する法律』として生まれ変わりました。

主な改正点として、ペットは単なる個人の所有物ではなく、いわば家族の一員であり、保護者として管理しなければいけないと言うところまで、昇格したようです。

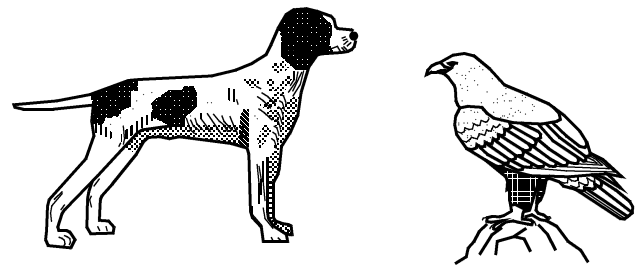
また、少年犯罪やストーカーなどはストレスなどから発生する現代病と言えるのではないのでしょうか。

そう言う意味で決め手にはならないかも知れませんがこれらの現代病対策の1つとして、可愛い動物たちにも役割を担ってもらう、こういう点でも今回の法律改正は実に大きな意味を持ったものだなと思っております。

又、改めてこの法律改正を受けてどのような取り組みをしようとしているのか、お尋ねをします。今回の法改正では地方自治体としての役割も明確になっており、出来る限りのことを検討し人間とペットの共存共栄を図るべきと思います。

特に

1. ペット条例の制定により飼い主にも責任を



2. HPなどの活用により捨て猫、捨て犬等の里親探しを行政として行うことはどうか
3. ドッグラン等、犬の公園の設置をしてはいただけませんか
4. アニマルセラピー効果として高齢者・障害者・教育の一環として動物たちとの交流を進めるべきでは
5. 動物の保護の観点より繁殖制限手術施策の助成はできないか
6. 糞専用のゴミ箱、袋の設置をしたらどうか
7. ペットに対する行政上の相談窓口と同じくペットに対する苦情等の相談窓口の設置についてはどうか

高齢化対策の観点から、独居老人など、施設における入所サービスが受けられていない人が多くいます。

そこで、これらの人の話し相手にとはいかないまでも心の許す可愛い動物たちとの交流は大変に有意義かと思うものですがこの点についてはいかがでしょうか。